

昭和 28 年度

事業報告書

自 昭和 28 年 4 月 1 日
至 昭和 29 年 3 月 31 日

昭和二十八年 度

事業報告書

社団法人日本病院協會

財産目録

昭和二十九年五月三十一日現在

資産の部

銀行預金

二三、〇三四、〇〇

住友銀行神田支店 八、三九六、〇〇〇

富士銀行本郷支店 一四、六三八、〇〇〇

振替貯金

六五、六〇〇、〇〇〇

東京振替貯金局 六五、六〇〇、〇〇〇

現金

一六、〇〇〇、〇〇〇

現掛金

一〇、〇〇〇、〇〇〇

未収入金

二、一八二、八〇〇、〇〇〇

昭和二十七年年度以前 一六三七、三〇〇、〇〇〇

昭和二十八年年度 五四五、五〇〇、〇〇〇

什器備品 応接セツト一式 二九、五〇〇、〇〇〇

合計

二、三二二、九三四、〇〇〇

負債の部

仮受金 東京病院協会より 四四六、二九八、〇〇〇

合計

四四六、二九八、〇〇〇

差引正味財産

一、八八〇、六三六、〇〇〇

貸借対照表

昭和二十九年五月三十一日

資産の部 (借方)		負債の部 (貸方)	
科目	金額	科目	金額
銀行預金	二三、〇三四。〇	收受金	四四二、二九八。〇
振替貯金	六五、七〇〇。〇	繰越金	一八八、六三六。〇
現金	一六、〇〇〇。〇		
未収入金	二、一八二、八〇〇。〇		
什器備品	二九、五〇〇。〇		
仮押金	一〇、〇〇〇。〇		
合計	二、三二二、九三四。〇	合計	二、三二二、九三四。〇

No. 1

A. 會議及び學會

一、昭和二十八年年度定期總會 昭和二十八年六月八日 於 上野精養軒
二、理事會 及び 常務理事會

六月二十二日 會費制度確立、協會強化拡充委員設置の件
→ 院料問題につき十二団体への會費を促進すること等

九月十四日 融資委員會、医療法改正委員會報告及び → 院料問題経過報告

十月五日 医療法一部改正の原情、医療融資の件、→ 院料問題対策等の件

十一月十一日 → 院料決定通達等の件、生保支那の件等

一月二十二日 → 院料問題について経過報告、定款改正、原価計算、物品管理
各委員會等に關する件

二月二十日 原価改正、完全修具、輸血取附等の件

三月三日 原価計算委員長の報告、輸血実情調査報告

四月十三日 定期總會に關する件、國民保險、國際病院等一等に關する件

三、諸會議

五月十五日 定期總會開催に關する件

六月四日 坂口先生を中心として、懇談會 (医療質是正)

六月十九日 六団体融資會議 (於 済生會)

六月二十日 給食材料費についての打合せ (於 郵政生局長室)

六月二十四日 六団体融資會議 (於 済生會)

医療金融公庫設置に關し

七月七日 社會保險入院料更正協議會 (十二団体)

社會保險入院料問題に關し日本医師會副會長と懇談 (會 天、莊、理事、理事局長)

八月二十日 社會保險入院料更正協議會 (十二団体)

八月二十七日 社會保險入院料更正協議會 (十二団体)

八月二十九日 医療融資會議

十月十一日 社會保險入院料更正協議會 (十二団体)

→ 院料値上決定に付し経過報告

四、日本病院協會大會 及び 打合せ會

十一月十一日、四月十六日、五月十九日、次期日本病院協會開催の打合せ會

六月七日 第三回日本病院協會大會、於 東大医学部講堂

五、代議員會

六月八日 庶務報告 及び 提定議案に關する件 於 上野精養軒

B. 各種委員會

一、會費制度確立、協會強化拡充委員會
七月三十一日、十月二十二日、一月二十日

二、院料問題調査委員會
九月十七日 病院無託の深情に關し

三、原価計算委員會

十一月二十七日、十二月三日、一月十九日、二月三日

四、病院融費委員会

八月二十八日

五、私設病院税専門委員会

九月二十六日

六、看護婦委員会

九月三十日

七、労働基準法改正専門委員会

一月二十五日

八、医療法改正専門委員会

八月六日

C 官庁等に対する陳情

十月三日

一月十三日

二月十一日

三月十一日

四月十一日

五月十一日

六月十一日

七月十一日

八月十一日

九月十一日

十月十一日

十一月十一日

十二月十一日

G 会 員 の 現 況

日本病院協会会長 藤 素行氏 任期満了

常任顧問 田宮日 任職

北海道 青森 山形 秋田 岩手 宮城 福井 石川 大津 滋賀 京都 奈良 和歌山 徳島 高松 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長門 山口 島根 岡山 広島 熊本 大分 鹿児島 沖縄

北海道	青森	山形	秋田	岩手	宮城	福井	石川	大津	滋賀	京都	奈良	和歌山	徳島	高松	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	山口	島根	岡山	広島	熊本	大分	鹿児島	沖縄
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

D、其の他の事項

二月十一日

三月十一日

四月十一日

五月十一日

六月十一日

七月十一日

八月十一日

九月十一日

十月十一日

十一月十一日

十二月十一日

社会保険入院料是正に関する署名運動を行ふ
 社会保険中央医療協議会を傍聴、厚生省會議堂
 兵庫病院協会展 竹田正次氏 選任により
 山口県病院協会展 大島宗三氏 選任により
 兵庫病院協会展 竹田正次氏 選任により
 山口県病院協会展 大島宗三氏 選任により

昭和28年度 收支決算書 (自28.6.1 至29.5.31)

社団法人日本病院協会

収入の部				
科目	金額	予算額	比較増減	備考
會費収入	997,700	1,680,000	⑥ 682,300	小45,000=未収と存
不収會費	242,400	1,879,700	⑥ 1,637,300	27年度分入金
雑収入	129,839	125,000	4,839	人事課より27年度 利息1,737 12団体立寄入金68,377
假貸金	4,800	0	4,800	29年度會費預り北海道分
前期繰越金	51,365	51,365	0	
計	1,426,104	3,736,065	② 2,309,961	
支出の部				
科目	金額	予算額	比較増減	備考
事務費	503,650	700,000	② 196,350	
俸給	344,000	540,000	② 196,000	
手当	62,500	80,000	② 17,500	
諸給	3,000	20,000	② 17,000	
旅費交通費	94,150	60,000	34,150	
物件費	61,460	360,000	② 298,540	
通信費	18,412	40,000	② 21,588	
消耗品費	21,718	30,000	② 8,282	
印刷費	9,060	70,000	② 60,940	
什器備品		200,000	② 200,000	
雑費	12,270	20,000	② 7,730	印刷費1,490
會議費	74,661	80,000	⑤ 5,339	
旅會費	25,230	30,000	⑤ 4,770	
役員會費	15,526	30,000	⑤ 14,474	
諸會議費	33,905	20,000	13,905	
事業費	26,120	494,000	④ 467,880	
渉外費	16,120	90,000	② 73,880	
弘報費		40,000	④ 40,000	
會報費		50,000	⑤ 50,000	
學會費		30,000	⑤ 30,000	
対策費	10,000	100,000	⑤ 90,000	12団体分租金
委員會費		160,000	⑤ 160,000	
人事部費		24,000	⑤ 24,000	
借室料	360,000	360,000	0	
假拂金	10,000		10,000	12団体立寄金 全日本立寄病院協会分
假受金	259,579	731,577	④ 472,298	
豫借金		1,010,188	④ 1,010,188	
次期繰越金	100,634		100,634	
計	1,426,104	3,736,065	② 2,309,961	

上記監査致しました処相違なきものと認めます。

● 印減

昭和29年6月18日

監 査
監 事

三 澤 敬 義 印
大 森 嘉 太 印



會 員 名 簿

昭和二十九年五月三十一日現在

都道府縣協會名	會員數	所 在 地
北海道病院協會	四	旭川市曙一條一丁目 旭川赤十字病院内
青森縣	四	青森市大字浦町橋本 青森縣醫師會内
山形縣	三	山形市香澄町松小路 縣立山形病院内
宮城縣	四	仙台市白堂台町 宮城縣衛生部医療課内
秋田縣	一	秋田市東根山屋町 秋田市赤十字病院内
群馬縣	三	前橋市新町 前橋赤十字病院内
栃木縣	三	宇都宮市 栃木縣衛生部医療課
千葉縣 民堂病院協會	三	千葉市神明町 千葉縣醫師會内
東京府	一	東京府文京区湯島 病院會館
山梨縣	一	甲府市春日町 新川病院内
新潟縣	七	新潟市東中通 新潟縣厚生課協連内
富山縣	五	富山市總曲輪 富山縣醫師會内

石川縣 病院協會	六	金沢市殿町 石川縣醫師會館内
長野縣	四	長野市北石堂町 長野赤十字病院内
岐阜縣	二	岐阜市司町 縣立医大病院内
福井縣	一	福井市月見町 福井赤十字病院内
靜岡縣	四	靜岡市追分町 靜岡縣衛生部總務課
愛知縣	一	名古屋市中区大田町 愛知縣醫師會館内
三重縣	一	津市鷹止町 三重縣醫師會内
滋賀縣	一	大津市奥西町 大津市赤十字病院内
京都府	一	京都市上京区釜座通 京都府赤十字病院
大阪府	九	大阪市東区法田坂町三 大阪赤十字病院内
和歌山縣	五	和歌山市山松原通 和歌山縣方内
奈良縣	一	奈良市登大路町 奈良赤十字病院内
兵庫縣	八	神戸市生田区榑町 神戸医大病院内
鳥取縣	六	鳥取市志方町 縣立中央病院内

高根縣 病院協會	二	三	松江市母衣町 松江市十字病院内
山口縣 "	四	一	山口市大字上野町 山口縣衛生部公衆衛生課
愛媛縣 "	三	〇	松山市出淵町 縣立愛媛病院内
福岡縣 "	九	六	福岡市天神町 福岡縣衛生部医務課
佐賀縣 "	三	一	佐賀市水ヶ江町 縣立病院好生館内
埼玉縣 "	四		浦和市高砂町 埼玉縣医師會内
計	一	三	一

右の通り相違ありません
 昭和十九年六月二十日

社団法人日本病院協

會長 熊谷 千代介
 副會長 西村 泰丸
 常務理事 金子 準二
 理事 長 佐武 寛
 三友 隆房
 三友 隆房
 三友 隆房

久保 善次郎
 松原 左衛門
 許山 隆一
 佐藤 元一
 伊藤 吉一
 柳 武夫
 村元 柳
 中野 武
 多賀 武
 武藤 武
 廣瀬 武
 遠城 寺
 徳 善次郎
 善 廣
 作 武
 郎 武
 丹 武
 界 武
 夫 武
 序 武
 郎 武
 隆 武
 郎 武
 郎 武

左調査の結果正確なることを承認します

昭和二十九年六月二十日

社団法人日本病院協会

監事 三澤敬義 

会長 大森憲夫 



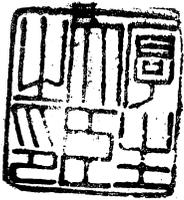
厚生省東医第八九号

社団法人日本病院協会

昭和二十九年四月二十八日付で申請のあつた社団法人日本病院協会の定款の一部変更を認可する。

昭和二十九年七月一日

厚生大臣 草 葉 隆



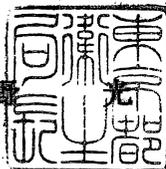


衛医医収第1859号

昭和29年7月12日

社団法人日本病院協会 殿
会長 上条 秀介 殿

東京都衛生局長 与 謝 野



社団法人日本病院協会定款一部変更
認可書交付について

昭和29年4月28日付で申請のあつた定款
一部変更は、別添のとおり認可されたから認可
書を交付する。

正

社団法人日本病院協會

定款一部變更認可申請書

社団法人日本病院協会定款一部変更認可申請書

今回社団法人日本病院協会定款の一部を変更致したいので認可相成
りたく別紙変更理由書及び関係書類を添へて申請致します

昭和二十九年 四月二十八日

東京都文京区湯島参丁目壹番地

社団法人 日本病院協会

会長 上 条

秀

介



厚生大臣
草葉隆田殿

添 附 書 類



一、定款変更理由書
一、定期總會議事録
一、臨時理事會議事録

一、新旧変更条文對照

一、新 定 款

一、旧 定 款

定 款 一 部 変 更 理 由

社団法人日本病院協会の事業的發展に伴い、当協会の拡充強化については、更に会員の要望するところとなつたので昭和二十八年定期総会に於て当協会拡充強化の基礎として、定款一部変更の議を経、且つ最終案決定については理事会に委任された。よつて当協会拡充強化、会員制度確立兩委員会により鋭意研究の結果今回の臨時理事会に於て別紙の通りその確定をみたものである。

右による今回の改正要点は次の通りである。

一、会員制度の合理的確立について

(1) 特定病院団体の確立

(2) 個人会員の制定



会員制度の範囲拡大により当協会の事業的發展の基礎の確立をはかる。

二、役員を増員について

前記会員制度の確立に伴い役員強化をなすため、副会長一名、常務理事二名を増員してその事業執行の促進をはかる。

以 上

第二回定期總會議事録

一開會の場所 東京都台東区上野公園 精養軒

一開會の日時 昭和二十八年六月八日 午後一時

一閉會の日時 年五月全日 午後五時

一出席會員數 總會員數一、二六八名、出席一、一三名（内委任状一一、八名）

第二回定期總會は總會員數の四分の三以上の會員數出席したたにより適法に成立す、
特別會長上條秀介定款の定めにより議長席に着き開會を宣す

議長より事業の経過、新年度の抱負等の陳述、長岐理事（庶務報告）、庄 理事（決算報告）
より夫々報告の後左記審議に入る

決 議

一第一號議案 昭和二十八年年度予算案に関する件

長岐理事より説明あり全負異議なく承認可決す、

一第二號議案 入院料是正に関する件

熊谷副會長より説明、日本医師會と協調実行すること、して可決す、

一第三號議案 医療機関融資に関する件

熊谷副會長より厚生省の意向の説明あり、医療機関融資の問題は六回体の運動の線に

副つて協力推進して行くことに決定可決す

一第四號議案 看護婦教育機関拡充に関する件

守屋理事より厚生省の意向の説明あり、看護婦制度に関する厚生省案を即時実行に移し

て行くことに可決す、

一第五號議案 會費制度確立に関する件

熊谷副會長より説明、委員會を設けること、し委員會の構成は會長に一位と承認可決

一第六號議案 定款一部変更の件

會長より協會強化拡充のための定款第五條、第六條、第七條、第九條、第十條、及び第十
二條と夫々別紙の通り改正すべく新訂定款の朗読説明、議場に諮りたるに全負異議な
く原案通り承認可決す、

一第七號議案 私設病院税制に関する件

熊谷副會長より説明、特別委員會を設け研究すること、し委員會の構成は會長に一位

すること、して可決す、

一第八號議案 インターン制度に関する件

東委員長より専門委員會の結論報告、インターン制度実現の上は協力することに承認

可決す、

一第九號議案 次期總會開催地に関する件

三友氏より発言、次回口東京に於て開催することに決定可決す、

一第十號議案 一般診療費に関する件

熊谷副會長より説明、一般診療費是正については日本医師會の線に同調すること、承認

可決す、

一第十一號議案 医療法第七条、病院開設許可申請手続改善に関する件



一、第十一號議案 医療法第七十七條の開設許可に対する却道有母如平の処理に關し折願す多件
 以上第十一、十二號議案は天々松原理事より説明あり、專向々類に付き委員會附託
 とし、その構成は會長に一任することとし承認可決す。

以上議案全部の決議を終了したので議長閉會を宣す。時に午後五時
 右議事の正確なるを証するたの、本議事録を作成し出席したる、理事、監事左記に記名捺印
 す。

昭和二十八年六月八日

社団法人日本病院協會
 第二〇四定期總會

議長 長 上 條 秀 介

理事 熊 谷 千 代 丸

佐 藤 莊 寬 壯

佐 藤 金 子 準 二

佐 藤 長 岐 佐 武 郎

佐 藤 守 屋 博 守 堂

佐 藤 佐 藤 隆 房

佐 藤 柳 武 夫

佐 藤 松 原 大 太 郎

監 事 三 澤 敬 義 三 澤

佐 藤 大 森 憲 大 森

新旧変更条文対照

新定款

旧定款



才五条 (会員) この会は理事会の承認する都道府県を区域とする病院の団体(以下都道府県病院^{を構成する病院の代表者}団体という)及び理事会の承認する全国又は国の大部分を区域とする病院の団体(以下特定病院団体という)を構成する病院の代表者でこの会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。

才五条 (会員) この会は理事会の承認する都道府県を区域とする病院の団体(以下都道府県病院団体という)を構成する病院の代表者でこの会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する。



才五条の二 (個人会員) ①病院の代表者でない者でも、こ



の会の趣旨に賛同するものは会員の紹介と理事会の承認を得て^{特別}個人会員となることができ^る。



②^{特別}個人会員は総会に出席して意見を述べることができ^る。但し選挙権、被選挙権及び議決権行使の数に加はることはできない。



③才六条以下才九条は^{特別}個人会員に就て準用する。但し、この場合都道府県病院団体及び特定病院団体を理事会と読み替^替えるものとする。

才六条 (入退会) ①この会に

才六条 (入退会) ①この会に



入会しようとする者は、都道府県病院団体又は特定病院団体を通じ所定の様式による申込をなし理事会の承認を得なければならぬ。

② 会員が左の各号の一に該当する場合は退会したものとみなす

一 本人からこの会に脱会の申入れがあつたとき

二 都道府県病院団体及び特定病院団体から脱退したとき。

三 都道府県病院団体又は特定病院団体から除名の通

入会しようとするものは都道府県病院団体を通じ所定の様式による申込をなし理事会の承認を得なければならぬ。

② 会員が、左の各号の一に該当する場合は退会したものとみなす。

一 本人よりこの会に脱退の申入れがあつたとき。

二 都道府県病院団体から脱退したとき。

三 都道府県団体から除名の通知があつたとき。

知があつたとき。

才七条 (会費) 会員は代議員会の議を経て別に定める会費を納めなければならぬ。会費の徴収に關しては都道府県病院団体及び特定病院団体において責任を負うものとする

② 会費の納入は年二期に分ち前半を毎年九月末日、後半を翌年三月末日までに、この会に納めるものとする。

才九条 (戒告又は除名の勸告) 会員でこの会の名誉を毀損し又は目的達成に反するような行動があつたときは、会長は

才七条 (会費) 会員は代議員会の議を経て別に定める会費を納めなければならぬ。但し会費の徴収に關しては都道府県病院団体において責任を負うものとする。

才九条 (戒告又は除名の勸告) 会員でこの会の名誉を毀損し又は目的達成に反するような行動があつたときは、会長は

代議員会の議決を経て都道府
県病院団体又は特定病院団体
に戒告又は除名の勧告をする
ことができる。

才十条（役員）①この会に左
の役員を置く。

会長 一名

副会長 三名

理事 若干名（内七名を

常務理事

とする）

監事 二名

代議員 若干名

②会長及び副会長は理事とす

る。

代議員会の議決を経て都道府
県団体に戒告又は除名の勧告
をすることができる。

才十条（役員）①この会に左
の役員を置く。

会長 一名

副会長 二名

理事 若干名（内五名を

常務理事

とする）

監事 二名

代議員 若干名

②会長及び副会長は理事とす

る。

才十二条（役員の選出）①代

議員は代議員会の議を経て別
に定めるところにより都道府
県病院団体及び特定病院団体
より各々その所属会員数に比
例して会員中から選出する。

才十二条（役員の選出）①代

議員は代議員会の議を経て別
に定めるところにより都道府
県病院団体よりその所属会員
数に比例して会員中から選出
する。

舊

社団法人 日本病院協会 定款

(昭和二十七年五月六日認可)

社団法人 日本病院協会定款

第一章 名称と事務所

第一條〔名称〕この会は、社団法人日本病院協会 (Japanese Hospital Association 略称 J. H. A) としう。

第二條〔事務所〕この会は、事務所を東京都文京区湯島三丁目一番地に置く。

第二章 目的及び事業

第三條〔目的〕この会は、日本全病院の一致協力によつて、病院の向上発展とその使命遂行とを
図り、社会の福祉増進に寄与するを目的とする。

第四條〔事業〕この会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる事業を行ふ。

- 一 病院の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
- 二 病院関係者の教育、指導、待遇改善及び表彰に関する事項
- 三 病院の公衆衛生活動に関する事項
- 四 病院の規格及び医師実地習練施設の調査研究に関する事項
- 五 社会保険、医療法人、医療金融、医業課税その他の関係諸制度の調査研究に関する事項

- 六 薬品及び食品等病院用品の調査研究に関する事項
- 七 病院事業の国際的活動に関する事項
- 八 病院事業に関して政府その他の関係機関並に団体との連絡協議に関する事項
- 九 病院学会及び病院大会主催に関する事項
- 一〇 機関紙その他の刊行物発行に関する事項
- 一一 病院の弘報活動に関する事項
- 一二 その他この会の目的達成のため必要な事業

第三章 会 員

第五條 「会員」 この会は、理事会の承認する都道府県を区域とする病院の団体（以下都道府県病院団体という。）を構成する病院の代表者で、この会の趣旨に賛同し入会した者を以て組織する

第六條 「入退会」 ① この会に入会しようとするものは、都道府県病院団体を通じ所定の様式による申込をなし理事会の承認を得なければならない。

② 会員が左の各号の一に該当する場合は、退会したものとみなす。

- 一 本人よりこの会に脱退の申入れがあつたとき
- 二 都道府県病院団から脱退したとき

三 都道府県団体から除名の通知があつたとき

第七條 「会費」 会員は、代議員会の議を経て別に定める会費を納めなければならない。但し会費の徴収に関しては都道府県病院団体において責任を負うものとする。

第八條 「既納会費及び醸出金」 既納の会費又は醸出金は、その理由の如何を問はずこれを返還しない。

第九條 「戒告又は除名の勧告」 会員でこの会の名譽を毀損し、又は目的達成に反するような行動があつたときは、会長は代議員会の議決を経て都道府県団体に戒告又は除名の勧告をすることが出来る。

第四章 役 員

第一〇條 「役員」 ① この会に左の役員を置く。

会 長	一 名
副 会 長	二 名
理 事	若干名（内五名を常務理事とする）
監 事	二 名
代 議 員	若干名

② 会長及び副会長は理事とする。

第二一條 「役員の職務」 ① 会長は、この会を代表し、会務を統理する

② 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。

③ 理事は、理事会を組織し、業務の執行をはかる。

④ 常務理事は、会長の指示を受けて、この会の常務を掌理し会長及び副会長がともに事故あるときはその職務を代理する。

⑤ 監事は、民法第五九條の職務を行ふ。

⑥ 代議員は、代議員会を組織して重要事項を審議する。

第二二條 「役員を選出」 ① 代議員は代議員会の議を経て別に定めるところにより、都道府県病院団体より、その所属会員数に比例して会員中から選出する。

② 会長、副会長及び常務理事は理事の互選とする、理事及び監事は、代議員会の議を経て別に定めるところにより、代議員会に於て会員中から選出する。

第二三條 「役員任期及び解任」 ① 役員任期は、二年とする。

但し、再任を妨げない。

② 補欠により、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

③ 役員は、任期満了後と雖も、後任者の就任するまではその職務を行ふ。

④ 役員は、この会の名譽を毀損し又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、代議員会の議決を経て、会長は、これを解任することができる。

第五章 顧問参与委員及び職員

第一四條 「顧問及び参与」 ① この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

② 顧問及び参与は、この会に功労ある者又は学識経験ある者の中から代議員会の承認を経て、会長が委嘱する。但し、その任期は役員任期と同じとする。

③ 顧問は、この会の重要事項について会長の諮問に應ずる。

④ 参与は、この会の重要事項に関して会議に出席し意見を述べることができる。但し可否の決に加はることができない。

第一五條 「委員」 ① 会長は、理事会の議決を経て、事業達成のため必要なる委員を置くことができる。

② 委員は、委員会を構成し、会長から委託された事項を処理する。

第一六條 「職員」 ① この会に、事務処理上必要な職員を置く。

② 職員の任免は、理事会に諮つて会長がこれを行ふ。

第六章 会 議

第一七條 「会議の種類」 会議は、総会、理事会及び代議員会の三種とする。

第一八條 「総会及び代議員会の種類」 ① 総会は、定期総会及び臨時総会の二種に分ける。

② 代議員会は、定期代議員会及び臨時代議員会の二種に分ける。

第一九條 「総会及び代議員会の開催時期」 定期総会及び定期代議員会は、毎年一回六月に開催し、臨時総会及び臨時代議員会は会長が必要と認めるとき随時開催する。

第二〇條 「理事会の種類」 ① 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は、毎年二回六月及び十二月に開催する。

② 臨時理事会は随時必要とき開催する。

第二一條 「会議の招集及び議長副議長」 ① 総会及び理事会は、会長がこれを招集してその議長となる。

② 代議員会は、会長が招集し代議員会の議を経て別に定めるところにより代議員中から選舉された議長が、その議長となる。

③ 代議員会は副議長を選出することができる。

④ 議長及び副議長の任期は、代議員の任期と同じとする。

⑤ 会員、若しくは役員の五分の一以上から請求のあつたとき又は監事から連名を以て請求があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

第二二條 「会議の定足数」 会議は、その会議を構成する会員又は役員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

但し、再招集のときは、この限りでない。

第二三條 「会議の議決」 会議の議事は、この定款に別段の定めある場合の外出席者の過半数の同意をもつてこれを決する。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

第二四條 「書面表決及び委任表決」 已むを得ない理由のため会議に出席できない会員又は役員は、予め通知された事項に付いてのみ書面をもつて表決をなし、又は代理人に委任して表決することが出来る。

第二五條 「書面審理」 会長又は代議員会議長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め会議に替えることができる。

第二六條 「総会付議事項」 総会には、この定款に規定してあるものの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一 事業計画の承認

二 その他会長が付議した事項

第二七條 「理事会付議事項」 理事会には、この定款に規定してあるものの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一 歳入歳出予算の認定並に決算の承認

二 事業計画の承認

三 その他会長が付議した事項

第二八條 「代議員会審議事項」 代議員会はこの定款に規定してあるものの外左の各号に掲げる事項を審議する。

一 総会に提出する事項

二 理事会に於て必要と認められた事項

第七章 資産と会計

第二九條 「資産の構成」 この会の資産は、左の各号に掲げるものにより構成される。

一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

二 会費及び寄附金

三 事業に伴ふ収入

四 その他の収入

第三〇條 「資産の管理」 ① この会の資産は、理事会の議決を経て会長がこれを管理する。

② 資産のうち現金は、郵便官署、確実なる銀行又は信託会社に預入、若しくは信託し、又は国債その他確実な有価証券に替え保管するものとする

第三一條 「経費の充当」 この会の経費は、資産を以て支弁する。

第三二條 「剰余金の処分」 年度末において剰余金を生じたときは、代議員会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか、又は積立金として積立てるものとする。

第三三條 「予算及び決算」 この会の毎年度の歳入歳出の予算は、年度開始前に理事会の認定を経て、代議員会及び総会の議決を得るものとし、歳入歳出決算は、事業年度終了後一ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に、監事の監査を経て、理事会の承認に付し、代議員会及び総会の承認を求めるとする。

第三四條 「特別会計」 この会は、代議員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第三五條 「事業年度」 この会の事業年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日に終る。

第八章 定款の変更及び解散

第三六條 「定款の変更」 この定款は、総会において出席者四分の三以上の同意による議決を経、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

第三七條 「解散」 この会は、民法第六八條に規定する場合、総会において総会員の四分の三以上の同意による議決を経、主務官庁の認可を得て、解散することができる。

第三八條 「解散残余財産の処分」 前條により解散した時の残余財産は、代議員会の議決を経、主務官庁の認可を得て、この会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第九章 附 則

第三九條 「施行細則」 この定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第四〇條 「経過規定」 第一二條の規定による理事及び監事が就任するまで、次のものを以て理事、監事とする。

- | | |
|---------|-----------|
| 会 長 | 上 條 秀 介 |
| 副 会 長 | 西 村 泰 |
| 全 | 熊 谷 千 代 丸 |
| 常 務 理 事 | 金 子 準 二 |

- | | |
|---------|-----------|
| 常 務 理 事 | 莊 長 岐 寛 |
| 全 | 守 屋 博 |
| 理 事 | 菊 地 眞 一 郎 |
| 全 | 中 山 榮 之 助 |
| 全 | 佐 藤 隆 房 |
| 全 | 加 藤 豊 治 郎 |
| 全 | 大 沼 貞 藏 |
| 全 | 青 木 清 四 郎 |
| 全 | 豊 田 文 一 郎 |
| 全 | 松 原 太 郎 |
| 全 | 柳 武 夫 |
| 全 | 許 山 茂 隆 |
| 全 | 佐 藤 元 一 郎 |
| 全 | 藤 本 順 |

Vertical text on the left side, possibly bleed-through or a separate column of text, including characters like 大, 三, 久, 中, 赤, 大, 横, 竹, 村, 森, 澤, 米, 村, 岩, 島, 山, 田, 元, 憲, 敬, 直, 強, 八, 宗, 広, 正, 太, 義, 助, 雄, 郎, 二, 速, 次, 界.

全 監 全 全 全 全 全 理
事 事

大 三 久 中 赤 大 横 竹 村

森 澤 米 村 岩 島 山 田 元

憲 敬 直 強 八 宗 広 正

太 義 助 雄 郎 二 速 次 界

新定款

社団法人日本病院協會

昭和二十九年
三月三十一日
現在



社団法人 日本病院協會定款

第一章 名称と事務所

第一條〔名称〕この會は、社団法人日本病院協會 (Japanes

Hospital Association 細称 J. H. A.) とする。

第二條〔事務所〕この會は、事務所を東京都文京区湯島三丁目一番地に置く。

第二章 目的及び事業

第三條〔目的〕この會は、日本全病院の一致協力によつて、病院の向上発展と其の使命遂行とを図り、社會の福祉増進に寄与するを目的とする。

第四條〔事業〕この會は、前條の目的を達成するため、左に掲げる事業を行ふ。

一、病院の管理運営及び施設の改善向上に関する事項

二、病院関係者の教育、指導、待遇改善及び表彰に関する事項

三、病院の公衆衛生活動に関する事項

四、病院の規格及医師実地習練施設の調査研究に関する事項

五、社會保険、医療法人、医療金融、医業課税その他の関係諸制度の調査研究に関する事項

六、藥品及食品等病院用品の調査研究に関する事項

七、病院事業の國際的活動に関する事項

八、病院事業に関して政府その他の関係機関並に団体との連絡協議に関する事項

九、病院學會及び病院大會主催に関する事項

一〇、機関紙その他の刊行物発行に関する事項

一一、病院の弘報活動に関する事項

一二、その他この會の目的達成のため必要な事業

第三章 會 員

第五條

〔會員〕この會は理事會を承認する都道府縣を区域とする病院の団体（以下都道府県病院団体という。）及び理事會の承認する全国又は国の大部分を区域とする病院の団体（以下特定病院団体という。）を構成する病院の代表者で、この會の趣旨に賛同し入會した者を以て組織する。

第五條の二

〔特別會員〕の病院の代表者でない者でも、この會の趣旨に賛同する者は、會員の紹介と理事會の承認を得て特別會員となることが出来る。

② 個人會員は總會に出席して意見を述べることが出来る。但し、送挙権、被送挙権及び議決権行使の数に加はることはできない。

③ 第五條以下第九條は特別會員に就て準用する。但し、

この場合都道府県病院団体及び特定病院団体を理事會と読み替えるものとする。

第六條

〔入退會〕この會に入會しようとする者は、都道府県病院団体及び特定病院団体を通過し所定の様式による申込みをなし理事會の承認を得なければならぬ。

② 會員が左の各号の一に該当する場合は、退會したものとみなす。

一 本人がこの會に脱會の申込みがあつたとき、

二 都道府県病院団体及び特定病院団体から脱退したとき

三 都道府県病院団体又は特定病院団体から除名の通知があつたとき、

第七條

〔會費〕の會費は代議員會の議を経て別に定める會費を納めなければならない。會費の徴収に關しては都道府

昇病院田作及び特定病院田作において責任を負ふものとする。

の會費の納入は年二期に分ち、前半を毎年九月末日、後半を

翌年三月末日までに、この會に納めるものとする。

第八條 〔既納會費及び賤本金〕既納の會費又は賤本金は、その理由の如何を問はずこれを返還しない。

第九條 〔戒告又は除名の勅告〕會費でこの會の名譽を毀損し、又は目的達成に及するやうな行動があつたときは、會長は代議員會の議決を経て都道府縣病院田作又は特定病院田作に戒告又は除名の勅告をすることが出来る。

第四章 役員

第一。條 〔役員〕のこの會に左の役員を置く

會長 一名

副會長 三名

理事 若干名(内七名を常務理事とする)

監事 二名

代議員 若干名

②會長及び副會長は理事とする。

第二。條 〔後員の職務〕の會長は、この會を代表し、會務を統理する。

②副會長は、會長を補佐し、會長が事故あるときはその職務を代理する。

③理事は理事會を組織し、業務の執行をはかる。

④常務理事は、會長の指示を受けて、この會の常務を掌理し、會長及び副會長がともに事故あるときはその職務を代理する。

⑤監事は民法第五九條の職務を行ふ

① 代議員は、代議員會を組織して重要事項を審議する。

第一二條 「役員」の選出① 代議員は、代議員會の議を経て別に定めるところにより、都道府県病院団体及び特定病院団体より各々その所屬會員数に比例して會員中から選出する。

② 會長、副會長及び常務理事は理事の互選とする。理事及び監事は、代議員會の議を経て別に定めるところにより、代議員會に於て會員中から選出する。

第一三條 「役員」の任期及び解任① 役員」の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

② 補欠により、就任した役員」の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 役員は、任期満了後と雖も、後任者が就任するまではその職務を行ふ。

④ 役員は、この會の名譽を毀損し又は目的趣旨に反するような行動があつたときは、代議員會の議決を経て、會長は、これを解任することが出来る。

第五章 顧問、参与、委員及職員

第一四條 「顧問及び参与」のこの會に顧問及び参与若干名を置くことが出来る。

① 顧問及参与は、この會に功勞ある者又は学識、經驗ある者の中から代議員會の承認を経て、會長が委嘱する。但し、その任期は役員」の任期と同じとする。

② 顧問は、この會の重要事項について會長の諮問に應ずる。

③ 参与は、この會の重要事項に關して會議に出席し意見を述べることが出来る。但し、可否の決に及ぶことが出来ない。

第一五條 「委員」の會長は、理事會の議決を経て、事業達成のため必要な委員を置くことが出来る。

②委員は、委員會を構成し、會長から委託された事項を
処理する。

第一六條〔職員〕のニテ會に事務処理上必要な職員を置く。

③職員ノ任免は、理事會に諮つて會長がこれを行ふ。

第六章 會 議

第一七條〔會議の種類〕會議は、總會、理事會及び代議員
會ヲ三種とする。

第一八條〔總會及び代議員會の種類〕の總會は、定期總會及び
臨時總會の二種に分ける。

①代議員會は、定期代議員會及び臨時代議員會の二種に分ける。

第一九條〔總會及び代議員會の開催時期〕定期總會及び定期代議
員會は毎年一回六月に開催し、臨時總會及び臨時代議
員會は會長が必要と認めたととき隨時開催する。

第二〇條〔理事會の種類〕の理事會は定期理事會及び臨時理事
會とし、定期理事會は、毎年二回六月及び十二月に開
催する。

②臨時理事會は隨時必要なとき開催する。

第二一條〔會議の招集及び議長副議長〕の總會及び理事會は、
會長がこれを招集してその議長となる。

②代議員會は、會長が招集し代議員會の議を経て別
に定めるところにより代議員中から選挙された議長が、
その議長となる。

③代議員會は副議長を送出することが出来る。

④議長及び副議長は任期は代議員の任期と同じとする。

⑤會員、若しくは役員五分の一以上の請求があつたとき又
は臨時から連名を以て請求があつたときは、會長は、臨時總

會を招集しなければならぬ。

第三二條、〔會議の定足数〕會議は、その會議を構成する會員又は役員の過半数の出席がなければ、これを開會することができない。

但し、再招集のときは、この限りでない。

第三三條、〔會議の議決〕會議の議事は、この定款に別段定めある場合の外出席者の過半数の同意をもつてこれを決する。

可否同数のときは、議長がこれを決する。

第三四條、〔書面表決及び委任表決〕已むを得ない理由のため會議に出席できない會員又は役員は、予め通知された事項に付してのみ書面をもつて表決をなし、又は代理人に委任して表決することができらる。

第三五條、〔書面審理〕會長又は代議員會議長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め會議に替えることができる。

第三六條、〔總會付議事項〕總會には、この定款に規定してあるものの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一、事業計画の承認

二、その他會長が付議した事項

第三七條、〔理事會付議事項〕理事會には、この定款に規定してあるものの外、左の各号に掲げる事項を付議する。

一、歳入歳出予算の認定並に決算の承認

二、事業計画の承認

三、その他會長が付議した事項

第三八條、〔代議員會議審議事項〕代議員會議はこの定款に規定し

てあるものの外左の各号に掲げる事項を審議する。

一、總會に提出する事項、

二、理事會に於て必要と認めたる事項

第七章 資産と會計

第二九條 「資産の構成」この會の資産は、左の各号に掲げるもの

により構成される。

一、設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

二、會費及寄附金

三、事業に伴ふ收入

四、その他の收入

第三〇條 「資産の管理」この會の資産は、理事會の議決を

經て會長がこれを管理する。

②資産のうち現金は、郵便官署、確實なる銀行又は信託

會社に預入、若しくは信託し、又は國債その他確實な有価

証券に替え保管するものとする。

第三一條 「経費の充當」この會の経費は、資産を以て支弁する。

第三二條 「剰余金の処分」年度末において剰余金を生じたときは、

代議負會の議決を經て、その全部若しくは一部を翌

年度に繰越すが、又は積立金として積立てるものとする。

第三三條 「予算及び決算」この會の毎年度の歳入歳出予算は、年

度開始前に理事會の議決を經て、代議負會及び總

會の議決を得るものとし、歳入歳出決算は事業年度

終了後一ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に、監事の

監査を經て、理事會の承認に付し、代議負會及び總會

の承認を求めらるものとする。

第三四條 「特別會計」この會は、代議負會の議決を經て、特別會

計を設けることが出来る。

第三五條 「事業年度」この會の事業年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日に終る。

第八章 定款の変更及び解散

第三六條 「定款の変更」この定款は、總會において出席者四分の三以上の同意による議決を経て、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

第三七條 「解散」この會は、民法第六八條に規定する場合總會において總會員の四分の三以上の同意による議決を経て、主務官庁の認可を得て、解散することができる。

第三八條 「解散後余財産の処分」前條により解散した時の残余財産は、代議員會の議決を経て、主務官庁の認可を得て、この會と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第九章 附則

第三九條 「施行細則」この定款施行に於て必要な細則は、理事会の議決を経て會長がこれを定める。

第四〇條 「経過規定」第一二條の規定による理事及び監事が就任するまで、次のものを以て理事、監事とする。

- 會長 長上 條 秀 介
- 副會長 西村 泰
- 常務理事 金子 準 二
- 監 査 庄 寛
- 長 岐 佐 武 郎
- 守 屋 博
- 菊 地 真 一 郎

理	幸	中	山	榮	之	助
佐	藤	隆	房			
加	藤	豐	治	郎		
大	沼	貞	藏			
青	木	清	四	郎		
豐	田	文	一			
松	原	太	郎			
柳	武	夫				
訃	山	茂	隆			
佐	藤	元	一	郎		
藤	本	順				
村	元	界				
竹	田	正	次			
左	横	山	廣	速		
大	島	宗	二			
赤	岩	八	郎			
中	村	強	雄			
左	久	米	直	助		
監	幸	三	澤	敬	義	
大	森	憲	大			

